

保育の必要性の認定に関する基準(案)

(第5回子ども・子育て会議資料)

山武市子育て支援課

保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき**保育の必要性**や**子どもの認定区分**等を決定し、認定を受けた子どもが利用する施設に市町村からの財政支援として給付をする仕組みとなりました。**保育の必要性の認定にあたっては**、国が定める子ども・子育て支援法施行規則に基づき、市町村が定めることとされたものについて、基準を示します。

なお、保育の必要性の認定では、①「**保育の必要性の事由**」(保護者の就労、疾病等)、②「**認定区分**」(保育標準時間、保育短時間の2区分)、③「**優先利用**」を勘案して判断します。また、現行では「保育に欠ける」要件とされていたものが、新制度では「保育を必要とする」要件と表現が改められました。

保育の必要性の認定に関して、市町村が定めるべきものは、**就労の事由に関する下限時間及び各事由に類するものとして市町村が定める事由等**であり、規則等により定めることとなります。

【子どもの認定区分】

保育の必要性	認定の区分	対象施設等
必要性なし	1号認定(3歳以上)	幼稚園・認定こども園等
必要性あり	2号認定(3歳以上)	認定こども園・保育所等
	3号認定(0～2歳)	認定こども園・保育所・家庭的保育事業等

保育の必要性の認定に関する基準(案)

No.	事項	国の基準	従うor参酌	市の方針(案)	市の考え方
1	保育の必要性の事由	保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当すること。 ①1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ④同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。 ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 ⑥求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。 ⑦次のいずれかに該当すること。 ア:学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 イ:公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練、又は認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 ⑧次のいずれかに該当すること。 ア:児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 イ:配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。 ⑨育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。 ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める事由に該当すること。	—	国の基準に従う。 ※①の就労時間の下限は、1か月あたり64時間以上で、1日につき4時間以上及び1か月につき16日以上とする。	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準に従うこととする。 【①の就労時間の下限の設定について】 現在の保育サービスの提供体制で下限を48時間とした場合、待機児童(特に0～2歳児)が生じる見込みであるため、現行どおり下限を64時間に設定する。今後、ニーズに対応できる保育サービスの提供体制を整備し、下限を48時間まで段階的に下げる計画を策定する。